

社会福祉法人謙心会 第24回理事会議事録

1 開催日時

令和4年11月5日(土) 午後2時00分から午後3時30分まで

2 開催場所

栃木県大田原市加治屋83-81

特別養護老人ホームにちにちそう 地域交流スペース

3 理事総数 6人

4 出席した理事の数及び氏名 5人

理事 吉成仁見、中井本秀、鈴木多喜、井上昌子、増渕則雄

監事 室井敏雄、相澤康子

欠席 理事長 安藤美代子

5 報告

(1) 報告第2号 令和4年度職務執行状況について

(2) 報告第3号 令和4年度資金収支補正予算(第1号)について

(3) 報告第4号 各事業所の運営規程の一部改正について

(4) 報告第5号 建築基準法第12条第5項の規定による報告に係る設計業務委託契約の締結について

(5) 報告第6号 にちにちそうふじみ及びにちにちそうみはらの改修工事契約の締結について

6 議題

(1) 議案第6号 照明のLED化工事契約の締結について

(2) 議案第7号 特別養護老人ホーム非常用発電設備整備工事契約の締結について

(3) 議案第8号 にちにちそうかじや非常用発電設備整備工事契約の締結について

(4) 議案第9号 にちにちそうもとまち非常用発電設備整備工事契約の締結について

(5) 議案第10号 にちにちそうふじみ非常用発電設備整備工事契約の締結について

(6) 議案第11号 にちにちそうみはら物置等設置工事契約の締結について

7 議事の経過及び結果

施設長 皆様こんにちは。定刻となりましたので理事会を始めたいと思いますが、本日理事長は身内に急な不幸があったため、欠席となりましたのでご了解いただきたいと思います。

久しぶりの理事会の開催であります。この2年間、社会福祉法人謙心会としましては、コロナ対策に終始した感がございます。今年の2月にショートステイ、3月ににちにちそうもとまち、5月に特養の事務室とにちにちそうかじやで利用者及び職員がコロナに感染してしまいました。ショートと特養の事務室は少数の感染でありましたが、にちにちそうもとまちとかじやでは、クラスターになってしまい憂慮すべき事態に直面しました。その後は、職員、利用者が1人、1人と単発での感染がありましたが、広がりはなく、なんとか踏みとどまっている状況であります。コロナワクチンの接種につきましては、

特養を会場として、入居者、利用者、職員を対象に4回実施しております。これから冬に迎いまして、コロナ感染症の第8波とインフルエンザのダブル流行が心配されております。当面、油断できない状況が続くものと予測しております。入居者の皆様方には、面会の自粛等によりまして、ご不便やご迷惑をおかけしております。体調を崩される方もおりますが、大部分の方は、変わりなくお過ごしになっております。事業所での行事につきましても、中止したり、規模を縮小して実施しております。本日は、土曜日の午後のお忙しいところ理事会にご出席をいただき、誠に有り難うございます。本日の理事会は、報告事項が5件で補正予算、運営規程、契約につきまして専決処分をしましたので、その報告であります。審議事項は6件で各種の契約関係であります。それに、社債等を購入しましたので報告等がございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。それでは、第24回理事会を開催いたします。

はじめに安藤理事長からの挨拶を預かっておりますので朗読いたします。

「本日はご多忙にもかかわらず謙心会理事会にご参加いただき誠に有り難うございます。本日の理事会に身内、私の姉の夫のお通夜のため出席できません。誠に申し訳ありませんが、宜しくお願い致します。この時期に理事会が開催できました事を大変喜ばしく感じております。社会ではコロナ禍、戦争、ミサイル、不景気などなど脅える思いも少なくありません。暗い話題ばかりが多くて、気が滅入る思いであります。このような時世であります。早いもので6年の歳月を迎えました。日頃私たちは理念に基づき努力を重ねているところであります。常に課題と向き合い確認し合い進めておりますが、今まで大きな問題なく進めて来られましたことは皆様方の大きな支えによるものであり深く感謝申し上げる次第です。今後も先ずは大田原一のサービスを目指して参る所存でありますので、更なるご指導の程よろしくお願い申し上げます。理事長、安藤美代子」、以上となります。

次に、議長選出であります。定款第27条の規定によりまして、議長はその都度選任すると規定されておりますが、本日の理事会の議長につきましては、中井本秀理事にお願いしたいと思っておりますが、ご賛同いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、中井理事よろしくお願いいたします。

議長 中井でございます。それでは、しばらくの間、理事会の議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長 それでは報告に入ります。報告第2号 令和4年度職務執行状況について、事務局の説明をお願いします。

施設長 報告第2号 令和4年度職務執行状況について、1ページをご覧ください。議案書朗読 2ページをご覧ください。令和4年度職務執行状況につきましてご説明申しあげます。まず、理事会であります。6月9日開催の理事会は書面決議とさせていただきます。2回の評議員会も同様の書面決議であります。令和3年度の決算監査につきましては、5月27日に監査を実施しております。運営推進会議は、特養と小規模かじやそれにもとまち、ふじみでの開催であります。すべて会議を開催せず、書類での審査と

なっております。3ページですが、入所検討委員会は、7月14日に開催しております。主な行事の夏祭りや敬老会等につきましては、施設内だけの質素な開催となっております。7月15日に大田原市の指導監査がありました。午前中に居宅介護支援、午後は特別養護老人ホームにちにちそうの監査を受けております。概ね良好との指導監査の結果であります。次に、予算関係であります。令和4年度の資金収支の状況であります。4ページの法人全体の社会福祉事業であります。介護保険事業収入は、185,528千円で昨年の同期と比較して、約1,700千円の増額であります。ほぼ昨年同様と言えます。人件費の支出は、137,342千円で昨年より、約1,500千円の増、事業費支出は、22,970千円で約1,800千円の増、事務費支出も約1,600千円の増となっております。5、6ページは拠点の状況であります。後でご覧いただければと存じます。以上のように、概ね昨年とあまり変わらないようではありますが、電気やガス、その他物価等の値上がりがどう影響するか、心配しているところであります。物価等の値上げの現状についてであります。電気料が3割以上値上がりしております。食料品につきましては、サラダ油を筆頭に油が大幅に値上がりしておりますし、粉もの、マヨネーズ、ケチャップ、味噌、醤油と軒並み値上がりしており、今後の値上がりを心配しているところであります。以上で報告を終わります。

議長 報告第2号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。

(特に何もなしとの声)

議長 特にないようでありますので、報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号 令和4年度資金収支補正予算(第1号)について、事務局の説明をお願いします。

施設長 報告第3号 令和4年度資金収支補正予算(第1号)について、7ページをご覧ください。議案書朗読

報告第3号令和4年度資金収支補正予算(第1号)をご説明いたします。今回の補正予算は、指定申請に伴う設計業務の委託、施設の修繕工事等の経費、照明のLED化工事費、非常用自家発電装置の設置工事費等の費用を支出に計上いたしました。なお、照明のLED化工事は、栃木県の省電力設備導入緊急支援事業補助金を導入して実施いたします。補助率が3分の1になります。非常用自家発電装置の設置工事は、国の100%補助を導入して実施してまいります。それでは、サービス区分毎に説明いたします。12ページの特別養護老人ホームをご覧ください。今回補正額の欄をごらんください。収入の介護報酬収入に500千円を計上いたしました。14ページの施設整備等による収支の施設整備等補助金収入に国からの補助金として15,000千円を計上いたしました。器具及び備品取得支出に15,430千円を計上しましたが、自家発電装置3KWを3台設置する工事費であります。次に、デイサービスセンターであります。17ページをご覧ください。修繕費に2,784千円を計上しましたが、指定更新に伴う修繕工事であります。なお、報告第6号で詳細の説明をいたします。業務委託費に440千円を計上しましたが、指定更新のための図面等の作成や建築基準法第12条第5項の規

定による報告の書類づくりであります。次のページになりますが、施設整備等による収支の施設整備等補助金収入に県からの補助金90千円を計上いたしました。器具及び備品取得支出に330千円を計上しましたが、照明のLED化工事費330千円であります。次に、にちにちそうかじやであります。22ページをご覧ください。施設整備等による収支の施設整備等補助金収入に国からの補助金6,300千円と県からの補助金330千円を計上いたしました。器具及び備品取得支出に7,610千円を計上しましたが、自家用発電装置3KWを1台設置する工事費6,430千円と照明のLED化工事費1,180千円であります。次に、にちにちそうふじみであります。29ページをお願いします。指定更新の修繕工事のために修繕費に768千円を計上し、指定更新のための図面等の作成や建築基準法第12条第5項の規定による報告の書類づくりに750千円を計上いたしました。次のページをご覧ください。施設整備等による収支の施設整備等補助金収入に国からの補助金6,500千円と県からの補助金150千円を計上いたしました。器具及び備品取得支出に7,230千円を計上しましたが、自家用発電装置3KWを1台設置する工事費6,710千円と照明のLED化工事費520千円であります。次に、にちにちそうもとまちであります。34ページをお願いします。施設整備等による収支の施設整備等補助金収入に国からの補助金6,300千円と県からの補助金330千円を計上いたしました。器具及び備品取得支出に7,590千円を計上しましたが、自家用発電装置3KWを1台設置する工事費6,430千円と照明のLED化工事費1,160千円であります。簡単であります。以上で説明を終わります。

議長 報告第3号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。

(特に何もなしとの声)

議長 私から宜しいでしょうか。非常用発電機は、3事業所に設置するということですか。

施設長 みはら以外の4事業所に設置致します。関電工から売り込みがあり申請を行いまして、100%補助で非常災害時の72時間の非常発電設備が整うこととなります。

議長 照明のLED化は、全施設で行うのですか。

施設長 既に特養はLED化になっているので、それ以外の4事業所で工事を行います。

議長 分かりました。他にないようでありますので、報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号 各事業所の運営規程の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

施設長 報告第4号 各事業所の運営規程の一部改正について36ページをお願いします。

議案書朗読

報告第4号 各事業の運営規程の一部改正についてご説明します。まず、当社会福祉法人謙心会の各事業所の介護サービスを利用する場合は、利用者と契約を締結し、運営規程の説明、重要事項説明書の説明を行っております。介護保険サービス事業者は、事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程を作成することが義務づけられています。運営規程はサービスごとに定める必要があります。令和3年度介護報酬改定に伴い、運営規程に定めておかなければならない事項に「虐

待の防止のための措置に関する事項」が追加されました。令和6年3月31日までに必ず定める必要があります。加えて、感染症や非常災害の発生により、早急の業務再開を図るための業務継続計画の策定が必要になります。(2024年3月まで)さらに、ハラスメント防止の規定も加える等の改正を行うものです。それでは、特別養護老人ホームにちにちそう運営規程の改正をご説明しますので、別添資料の特別養護老人ホームにちにちそうの運営規程をご覧ください。なお、今回は、改正文及び新旧対照表につきましては、省略させていただきますので、ご了承ください。改正した部分には、黄色のマーカーがありますので、ご覧ください。2枚めくっていただきまして、食費が1380円から1600円に居住費が2000円から2010円に改めます。さらに2枚めくっていただきまして、業務継続計画の策定と虐待の防止のための措置に関する事項の規定を加えるものであります。次のページになりますが、勤務体制の確保等の規定の最後に第5項としてハラスメント対策の規定を加えました。附則としまして、この規程は、令和4年10月1日から施行する旨定めるものであります。特養の運営規程の改正に併せまして、短期入所生活介護、居宅介護支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業所のかじやとともまち、認知症対応共同生活介護、通所介護事業所の6事業所の運営規程も改正いたします。内容につきましては、特養とほぼおなじでありまして、改正部分を黄色のマーカーが付いておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長 報告第4号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。

(特に何もなしとの声)

議長 私から宜しいでしょうか。居宅介護支援事業所の運営規定は、黄色のマーカー部分が他の事業所に比べて大分多いようですがどうしてですか。

施設長 言い回しなど色々と不十分な部分があったため、これを機に全て見直し致しました。

議長 黄色のマーカー部分以外に赤字の部分もありますが、どのような意味があるのでしょうか。

施設長 申し訳ございません、黄色への変換ミスであります。

議長 分かりました。他にないようでありますので、報告第4号を終わります。

議長 次に、報告第5号 建築基準法第12条第5項の規定による報告に係る設計業務委託契約の締結について、事務局の説明をお願いします。

施設長 報告第5号建築基準法第12条第5項の規定による報告に係る設計業務委託契約の締結について説明します。37ページをご覧ください。 議案書朗読

報告第5号建築基準法第12条第5項の規定による報告に係る設計業務委託契約の締結についてご説明いたします。平成18年4月施行の介護保険法の改正により、サービスの質の確保・向上を目的として指定の更新制が導入され、介護サービス事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失うことになり、介護報酬を請求することができなくなります。令和4年10月からの指定更新のため、にちにちそうふじみとにちにちそうみはら(グループホームとデイサービスでありま

す。)の申請をしましたが、今回の指定更新では、ふじみとみはらの建築物は、介護保険の事業所としての用途変更をしておりません。いわゆる現在の建築物は、一般の住宅であります。今回の指定更新では、建築基準法に適合した建築物にしなければ指定更新がされないことになりました。介護保険の事業所として、建築基準法に適合した建築物にするには、建築基準法の用途変更の手続きをしなければなりません、法の改正により200㎡を超える建築物は用途変更の手続きをし、200㎡以下の建築物は、建築基準法第12条第5項の規定による報告をすることになります。ふじみもみはらも200㎡以下の建築物に該当することになります。建築基準法第12条第5項の規定による報告をするには、現在の建築物が、建築基準法の確認申請をとった時点の建築物にしなければなりません。現状は、みはらもふじみも確認申請をとらずに増改築をしており、最初の確認申請時点の建築物とは、違っており、みはらでは、建築物の裏側と西側の増築した部分を撤去し、ふじみでは二階に通じる階段を撤去したり、西側の二階部分は介護事業所の建築物でない状態にしなければなりません。そのためには、9月中旬までには、建築基準法第12条第5項の規定による報告を市の建築住宅課へ提出し、現地の建築物も増改築した部分等を撤去しなければならない事態となりました。そのために、株式会社安藤設計に建築基準法第12条第5項の規定による報告のための書類及び図面づくり等の設計業務の委託契約をしたものであります。安藤設計に業務を委託したのは、にちちちそうかじや及び特別養護老人ホームの設計や施工管理を実施しており、当法人に精通しており、設計業務の委託金額も安価で契約できるためであります。設計業務と増築部分の撤去等の改修工事も完了し、高齢者幸福課からは、指定更新の手続きが完了した旨の報告があり、10月から継続して営業しております。以上で説明を終わります。

議長 報告第5号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。

室井監事 これに対しての補助等はないのですか。

施設長 本来行わなくてはならない手続きをしていなかったため、今回このような措置を講ずることとなったため、補助対象にはなりません。

議長 私からもよろしいですか。99万円に解体費等も含まれているのですか。

施設長 含まれておりません。書類や図面作成以外にも行政とのやり取りなども行っていただいておりますので、それ相応の金額となっております。

議長 壊した部分をまた作り直して、確認申請を行うのですか。

施設長 解体前状態に戻して事業を行うには、現建築基準法の構造基準をクリアしなければなりません。そのために膨大な費用が掛かるため、収納スペースを確保するために物置を設置する予定です。

議長 分かりました。他にないようでありますので、報告第5号を終わります。

議長 次に、報告第6号 にちちちそうふじみ及びにちちちそうみはらの改修工事契約の締結について、事務局の説明をお願いします。

施設長 報告第6号 にちちちそうふじみ及びにちちちそうみはらの改修工事契約の締結について38ページをご覧ください。 議案書朗読

只今説明いたしました、建築基準法第12条第5項の規定による報告のため、現在の建築物を、建築基準法の確認申請をとった時点の建築物にしなければなりませんので、当初の確認申請の建築物にするため、現在までに増改築した部分を撤去するための工事を実施しました。業者は、株式会社竹内設備ですでに工事は完了しております。なお、(株)竹内設備とマルホ建設株式会社から見積書を徴し、(株)竹内設備と随意契約をしております。この後、にちにちそうみはらでは、建築物の裏側を撤去しましたので、もろもろの物品等を収納する物置や女子の更衣場所等の確保が必要になりますので、それらの工事につきましても、株式会社竹内設備に随意契約で発注したいと考えております。議案第11号で詳しくご説明いたします。

議長 報告第6号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。

(特に何もなしとの声)

議長 特にないようでありますので、報告第6号を終わります。

議長 それでは、続きまして議事に入ります。議案第6号 照明のLED化工事契約の締結について議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

施設長 議案第6号 照明のLED化工事契約の締結について 39ページをご覧ください。
議案書朗読

栃木県の省電力設備導入緊急支援事業の補助金の交付決定が10月27日付けでありました。補助金額は、基本事業費の三分の一になり、約93万円を見込んでおります。本日の理事会で決議をいただきましたら、すみやかに入札を執行し工事に着手したいと考えております。指名選考調書をご覧ください。工事名が照明のLED化工事 工事場所は、4か所の加治屋、美原3丁目、元町1丁目、富士見1丁目になり、工期は、現在のところの見込みであります。11月18日から12月30日までとし、指名業者は、(株)美工電気、斎藤電機、益子電機工事店の3社になります。なお、入札を11月14日午前10時から執行する予定であります。理事及び監事の皆様にはご通知いたしますので、都合がございましたら立会をお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木理事 立会いの話がありましたが、行った方が良いのですか。

施設長 当日は大田原市市役所職員も立ち会います。お忙しいとは思いますが、立会いできる方はお願い致します。最低でも理事1名と監事1名の参加を頂けると有難いです。

鈴木理事 分かりました。

議長 他に質問はありますか。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第6号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第6号 照明のLED化工事契約の締結については、原案の

とおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第7号 特別養護老人ホーム非常用発電設備整備工事契約の締結について議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

施設長 議案第7号 特別養護老人ホーム非常用発電設備整備工事契約の締結について、42ページをご覧ください。議案書朗読。

大田原市から非常用自家発電補助金について、10月24日付けで内示がありましたので、理事会で決議をいただきましたら、速やかに入札を執行し工事に着手したいと考えております。この事業は、事業費の全額が補助金の対象となる事業でありますので、当法人の持ち出しは少額であります。指名選考調書をご覧ください。工事名が特別養護老人ホーム非常用自家発電設備整備工事、工事場所は、大田原市加治屋 工期は、11月18日から翌年の3月15日までとし、指名業者は、石川建設(株)、協和ビルテクノス(株)になります。関電工から持ち込まれた100%補助の事業でありまして、LPガスを燃料とする発電装置、特殊な工法のため、施工業者も限られており、2社の指名となります。尚、入札をLED化工事と合わせて11月14日午前10時から執行する予定であります。同様に都合がございましたら立会をお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 私からよろしいですか。今回は特養だけの入札のみですか。他の事業所の工事は別に行うのですか。

施設長 それぞれの事業所毎に内示を頂いているため、この後の議題でそれぞれの工事毎にご審議を頂きたいと思っております。

議長 分かりました。もう一つ宜しいですか。関電工から持ち込まれたと言っていましたが、指名業者にも入っていませんし、関電子に何かメリットがあるのですか。

施設長 それは詳しく分かりませんが、関電工からの提案があって進めてきたことに間違いはありません。

議長 分かりました。他に質問はありますか。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第7号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第7号 特別養護老人ホーム非常用発電設備整備工事契約の締結については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第8号 にちにちそうかじや非常用発電設備整備工事契約の締結について議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

施設長 議案第8号 にちにちそうかじや非常用発電設備整備工事契約の締結について45ページをご覧ください。議案書朗読。

議案第7号と同様であります。10月24日付けで内示がありました。この事業は、

事業費の全額が補助金の対象となる事業でありますので、当法人の持ち出しは少額であります。指名選考調書をご覧ください。工事名がにちにちそうかじや非常用自家発電設備整備工事 工事場所は、大田原市加治屋 工期は、11月18日から翌年の3月15日までとし、指名業者は、石川建設（株）、協和ビルテクノス（株）になります。同様に入札を11月14日午前10時から執行する予定でありますので、理事及び監事の皆様で、都合がございましたら立会をお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第8号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号 にちにちそうかじや非常用発電設備整備工事契約の締結については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第9号 にちにちそうもとまち非常用発電設備整備工事契約の締結について議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

施設長 議案第9号 にちにちそうもとまち非常用発電設備整備工事契約の締結について48ページをご覧ください。議案書朗読。

議案第7号、第8号と同様であります。この事業は、事業費の全額が補助金の対象となる事業でありますので、当法人の持ち出しは少額であります。指名選考調書をご覧ください。工事名がにちにちそうもとまち非常用自家発電設備整備工事 工事場所は、大田原市元町1丁目 工期は、11月18日から翌年の3月15日までとし、指名業者は、石川建設（株）、協和ビルテクノス（株）になります。同様に入札を11月14日午前10時から執行する予定でありますので、理事及び監事の皆様で、都合がございましたら立会をお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第9号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号 にちにちそうもとまち非常用発電設備整備工事契約の締結については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第10号 にちにちそうふじみ非常用発電設備整備工事契約の締結について議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

施設長 議案第10号 にちにちそうふじみ非常用発電設備整備工事契約の締結について51ページをご覧ください。議案書朗読。

議案第7号、第8号、第9号と同様であります。この事業も、事業費の全額が補助金

の対象となる事業でありますので、当法人の持ち出しは少額であります。指名選考調書をご覧ください。工事名がにちにちそもふじみ非常用自家発電設備整備工事 工事場所は、大田原市富士見1丁目 工期は、11月18日から翌年の3月15日までとし、指名業者は、石川建設(株)、協和ビルテクノス(株)になります。同様に入札を11月14日午前10時から執行する予定でありますので、理事及び監事の皆様で、都合がつかましたら立会をお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第10号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第10号 にちにちそうふじみ非常用発電設備整備工事契約の締結については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第11号 にちにちそうみはら物置等設置工事契約の締結について議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

施設長 議案第11号 にちにちそうみはら物置等設置工事契約の締結について54ページをご覧ください。議案書朗読。

にちにちそうみはら物置等設置工事につきましては、議案書朗読のとおりであります。が、株式会社竹内設備に1,233千円での随意契約といたします。理由につきましては、すでに改修工事を実施しておりますの見積額についても安藤設計でも確認しており、安価でありましたので竹内設備に請け負わせたいと考えております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 仕方ないことだとは思いますが、この件で諸々を含めると400万円位掛かるんですね。

施設長 法令に基づいて行わなければならないため、致し方無いと考えております。

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第11号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第11号 にちにちそうみはら物置等設置工事契約の締結については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 以上で、本日予定した議事は、すべて終了いたしました。

次に、その他に移りますが、皆さんから何かございましたら、お願いしたいと思います。

(特になしの声あり)

議長 それでは、事務局からお願いします。

施設長 まず社債の購入についてであります。普通預金が1億円を超える額になり、その運用を検討しておりました。低金利の状況の中でなかなか良い商品はありませんが、取引銀行の栃木銀行等の紹介でとちぎんTT証券株式会社から何度か商品の照会があり、第31回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債を購入いたしました。この件につきましては、失礼ではありましたが、電話で購入した旨の連絡をさせていただきました。購入社債の内容であります。購入金額は、50,000,000円、利率は0.718%、年約350,000円で1月と7月の2回に分けて利子が入ってくるようになります。期間は10年で2032年7月29日までとなりますが、三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債は、今までは5年で償還することが多く、それに期待をし5年間は保有する方針であります。

次に介護職員等処遇改善補助金について介護職員等処遇改善補助金についてご説明いたします。介護職員等に対する処遇改善につきましては、今回の介護職員等処遇改善補助金が3回目になります。第1回は、平成21年10月に介護職員等処遇改善交付金が創設され、形を変えて平成24年4月に介護職員等処遇改善加算になり、これが現在まで続いております。第2回目は、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算が創設され、経験・技能のある介護福祉士に月額8万円程度の改善との触れ込みで実施されました。この制度も現在まで続いております。第3回目は、令和4年4月から岸田内閣の発足とともに、月額9,000円の賃金上げをうたいまして、介護職員等処遇改善支援補助金制度が創設され、令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算として再スタートすることになりました。当法人としては、介護職員等処遇改善支援補助金として、職員には3号給アップ、臨時職員には時給で20円アップの措置をとり、10月の給料に一時金として職員に8500円、臨時職員に6500円をベースにして支給いたしました。補助金として交付決定された額は、3,294,792円です。処遇改善が行われてきましたが、交付金や補助金ですと国からの支出になりますが、形をかえた、令和4年10月からの介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護報酬に組み込まれますので、介護保険を利用する方が1割から3割を負担することになります。介護保険を利用する方の負担が伴わない、介護職員の処遇改善を望んでいるのですが、現実にはなかなか難しいものがあります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木理事 介護職員の処遇改善は、補助金が加算になると年1回になるんですか。

施設長 毎月の介護報酬に対して発生します。

議長 ニュース等だけで聞くと介護職員の処遇を改善するときれいに聞こえますが、実際には利用者の負担も増えることになるんですね。

施設長 そうなります。

議長 その他にご質問があればお願いしたいと思います。

(特になしとの声)

議長 それでは、ご質問・ご意見もないようでありますので、これを持ちまして議長の職を
解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

施設長 長時間にわたり、慎重審議をいただきありがとうございました。以上を持ちまして、
本日の理事会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後3時30分）

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

令和4年 11 月 5 日

議長 中井本秀 

理事名 鈴木多喜 

理事名 吉成仁見 

理事名 井上昌子 

理事名 増渕則雄 

理事名 

監事名 室井敏雄 

監事名 相澤康子 